# 適正な飼養管理の基準に係る自治体の意見等

#### 1. 全般に係る意見等

- ・事業者を指導する際に根拠となる基準(目安)があればより指導しやすいということが 趣旨であり、何らかの目安があることが望ましいと考える。その上で、「全国一律の基準 が必要なもの」と「自治体の自主性に委ねるもの」を整理し、前者については、現行より もさらに具体的な基準となれば良い。
- ・経験や感覚に依存しない具体的な目安が必要だと感じており、基準が具体的になれば、 指導の根拠として示すことができ、職員間の対応のばらつきが抑えられると考える。
- ・最低限の基準を満たしているとしても、それがよい状態であるとは必ずしも言えない場合もあり、数値基準の必要性は個々の項目ごとに異なるため、一律に全ての項目で数値基準が必要というわけではない。「アニマルベースメジャー」の考え方を整理するなど、ある程度の幅があるほうが、自治体が臨機応変に対応できることもある。
- ・基準だけではなく、たとえば業種ごと等にガイドラインがセットで作成されているのが 良いのではないか。中にはガイドライン等で示した方が効果的なものもあると思う。
- ・業界の主体的な取組を促し、健全な育成を図る観点からも、自主的なガイドライン等の 作成が進み、消費者が賢い選択をした結果、優良な事業者が残る方向になってほしい。基 準を設けたことによって、そこにいる動物が行き場を失ったりすることのないように、 現場の実態をよく勘案する必要があると考える。

#### 2. 個別の項目に係る意見等

- ① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ・一律の数値でなくとも、「向きを変えることができる」や「伸びができる」といった明確 な基準があればわかりやすい。
- ・ある程度のケージサイズを決めてもケージへの収容時間によって、問題になるかどうかが変わってくるのではないか。ケージサイズが小さくても、別途生活エリアが用意されていれば問題ない場合もある。
- ・床材に関して、耐水性素材の考え方や動物にとって快適な素材ではないと思われる網の ケージをどうするか検討してほしい。
- ・猫については、上下運動ができるケージが必要ではないか。

### ② 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- ・職員1人当たりの頭数が多すぎることが衛生環境の悪化につながり、それが原因で人手が集まらないという悪循環になっているため、適切な人員数の目安は必要。
- ・事業者には、常勤職員1人当たり何頭なら管理できるという経験則があると思われるため、ヒアリング等を通じてそれを積み上げるのがよいのではないか。

- ・あくまで目安としてではあるが、1頭あたりの清掃給餌等の飼育管理に必要な時間から 一定程度の目安が出せるのではないか。
- ・書類上では従業員が多くても、その日に実際勤務している従業員が少ない場合等をどう するか、指導・運用面も併せて検討してほしい。

## ③ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- ・環境の管理について、汚いという主観的な判断では、指導の根拠になりづらく、自治体ごと又は職員ごとの指導に差異が見られることが課題。
- ・衛生状態について、ガイドライン等で「ふん尿が溜まっていない状態を保つ」等、何らか の形で具体化されると指導しやすい。
- ・温度や湿度、臭気等の環境管理に関しては、屋外で飼養している事業者もいるため、「室内飼養の場合は」といった前提条件を入れる等、現場の実態を考慮する必要があるので、温度計や湿度計等、測定機器の設置を義務規定とし、温度等の数値の詳細はガイドラインに掲載すれば良いのではないか。
- ・臭いや騒音の受忍限度は人によって様々であり、一律の基準で規制することは困難であると思う。一方、特に臭気については、事業者がその環境に慣れてしまい、明らかに悪臭がしていても、本人が気づかず改善できない場合等もあるため、数値の目安がほしい。
- ・臭気や騒音の基準値を定めると、測定(及び測定器)が必要になったり、状態が悪くて も、基準値を超えない場合に指導できなくなったりという問題も生じるのではないか。

#### ④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項

・業態による違いがあるので画一的な基準は難しい。たとえば、トリミングをする事業者 は調子の悪い動物を受け入れないことが多いため、隔離施設がないことによる弊害はほ とんどない。

#### ⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- ・輸送に関する項目は、確認する方法がなく新しい基準ができたとしても、指導が難しいと思われる。たとえば、現行法で求められている「常時目視」の確認は困難。
- ⑥ 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- ・繁殖台帳を適切に記入していないブリーダー等がいる現状を踏まえると、繁殖回数に基づく基準を設けても確認しづらいため、年齢に基づく基準を設ける方が、指導しやすい。

2